

I 中小企業関係税制に関する改正

1 中小企業者等の法人税率の特例

〔改正の内容〕

中小企業者等(注1)の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が22%から18%に引き下げられました。また、連結納税制度においても、中小企業者等(協同組合等又は特定医療法人を除きます。)が連結親法人である場合の税率については単体制度と同様に、協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率については年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が23%から19%に引き下げられました(措法42の3の2、68の8、措令27の3の2、39の38の2)。

なお、改正後の税率は次のとおりです。

区 分			平 11. 4. 1 以後 開始事業年度	平 21. 4. 1 以後 終了事業年度
な 普 い 通 社 法 人 等 ・ 人 格 の	中小法人等又は人格 のない社団等	年800万円以下の部分	22%	18%
		年800万円超の部分	30%	30%
	中小法人等以外の法人及び相互会社	30%	30%	
一般社団法人等及び公益法 人等とみなされている法人	年800万円以下の部分	22%	18%	
	年800万円超の部分	30%	30%	
公益法人等	年800万円以下の部分	22%	18%	
	年800万円超の部分		22%	
協同組合等(注3)	年800万円以下の部分	22% (23%) (注2)	18% (19%)	
	年800万円超の部分		22% (23%)	
特定医療法人	年800万円以下の部分	22% (23%)	18% (19%)	
	年800万円超の部分		22% (23%)	

(注1) 中小企業者等とは、次の法人をいいます。

- ① 中小法人等(普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社等及び特定医療法人を除きます。))
- ② 一般社団法人等(法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。)
- ③ 公益法人等とみなされている法人(認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人及びマンション建替組合をいいます(措令27の3の2。))

- ④ 公益法人等（法第2条第6号に規定する公益法人等のうち、一般社団法人等と公益法人等とみなされている法人を除いたものをいいます。）
- ⑤ 協同組合等（法第2条第7号に規定する協同組合等をいいます。）
- ⑥ 特定医療法人（措法第67条の2第1項に規定する承認を受けた医療法人をいいます。）
- ⑦ 人格のない社団等

(注2) 表中のかっこ書きは、協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率を表します（法81の12、措法68の100）。

(注3) 当該事業年度における物品供給事業のうち店舗で行われるものに係る収入金額が1,000億円（当該事業年度の月数が12に満たない場合には収入金額に当該月数を乗じて12で除した金額）以上であるなど一定の要件を満たす協同組合等（以下「特定の協同組合等」といいます。）の特例税率については、次のとおりです。なお、表中のかっこ書きは、特定の協同組合等が連結親法人である場合の税率を表します（措法68、68の108、措令39の34、39の127）。

区 分		平 11. 4. 1 以後 開始事業年度	平 21. 4. 1 以後 終了事業年度
特定の協同組合等	年 800 万円以下の部分	2 2 % (2 3 %)	1 8 % (1 9 %)
	年 10 億円以下の部分		2 2 % (2 3 %)
	年 10 億円超の部分	2 6 %	2 6 %

〔適用時期〕

平成21年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則38、54)。

2 欠損金の繰戻し還付の不適用措置における中小企業者等の除外

〔制度の概要〕

法人の平成4年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、原則として法第80条第1項《欠損金の繰戻しによる還付の請求》の規定を適用することができないこととされてきました（旧措法66の13、旧措令39の24）。

【欠損金の繰戻しによる還付の請求（法80①）】

青色申告書である確定申告書を提出する法人は、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）の所得に対する法人税の額に、当該還付所得事業年度の所得の金額のうち占める欠損事業年度の欠損金額に相当する金額の割合を乗じて計算した金額の還付を請求することができる制度です。この制度の適用を受けるためには、次の①から③のいずれにも該当する必要があります。

- ① 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出していること。
- ② 欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により提出期限内に提出していること。
- ③ 確定申告書の提出と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出していること。

〔改正の内容〕

(1) 不適用措置の除外

中小企業者等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、

上記の不適用措置の対象から除外されました。したがって、中小企業者等においては、欠損金の繰戻しによる還付の請求の規定を適用できることとなりました（措法 66 の 13、措令 39 の 24）。

(2) 中小企業者等の範囲

中小企業者等の範囲は、I 1 中小企業者等の法人税率の特例の（注1）と同じです。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、同様の措置が講じられています（措法 68 の 98）。

〔適用時期〕

平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用され、同日前に終了した旧措法第 66 条の 13 第 1 項本文に規定する事業年度において生じた欠損金額については、改正前の規定が適用されます（改正法附則 47、62）。

II 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

1 特定の長期所有土地等の所得の特別控除制度の創設

〔創設された制度の内容〕

法人（清算中の法人を除きます。）が、(1)に記載する適用対象土地等の譲渡をした場合において、(2)に記載する適用要件を満たしているときには、(3)の所得控除限度額をその譲渡の日を含む事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる制度が創設されました（措法 65 の 5 の 2、措令 39 の 6 の 2）。

(1) 適用対象土地等

本制度の適用対象となる土地等は、次の要件のいずれをも満たすものです。

イ 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に当該法人が取得をした国内にある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいい、棚卸資産に該当するものを除きます。以下「土地等」といいます。）であること。

ロ 当該法人が取得をした日から引き続き所有し、かつ、その所有期間（注1）が5年を超える土地等であること。

（注1）その取得をした日の翌日からその土地等の譲渡をした日の属する年の1月1日までの所有していた期間をいいます。

(2) 適用要件

本制度は、次の要件のいずれをも満たす場合に適用することができます。

イ 適用対象土地等の譲渡によって取得した対価の額又は交換取得資産（その譲渡により取得した資産をいいます。）の価額（注2）が、適用対象土地等の譲渡直前の帳簿価額とその譲渡に要した経費（注3）との合計額を超えていること。

（注2）交換取得資産の価額がその譲渡をした土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、その差額に相当する金額を控除した金額となります。

（注3）その譲渡に要した経費は、適用対象土地等の譲渡に要した経費の金額の合計額が、その譲渡に際し譲渡に要する